（バイオマス事業推進室及び食品産業環境対策室並びにバイオマス専門官）

第二十九条　バイオマス循環資源課に、バイオマス事業推進室及び食品産業環境対策室並びにバイオマス専門官二人を置く。

2　バイオマス事業推進室は、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスの有効な利用の確保に関する事業の企画及び立案並びに連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　バイオマス事業推進室に、室長を置く。

4　食品産業環境対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する環境の保全に関する事務の総括に関すること。

二　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

5　食品産業環境対策室に、室長を置く。

6　バイオマス専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係るバイオマスに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（外食産業室及び外食産業専門官）

第三十条　食品小売サービス課に、外食産業室及び外食産業専門官一人を置く。

2　外食産業室は、食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整に関する事務をつかさどる。

3　外食産業室に、室長を置く。

4　外食産業専門官は、外食産業に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第三十一条　食品製造卸売課に、卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官それぞれ一人を置く。

2　卸売市場室は、卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

3　卸売市場室に、室長を置く。

4　市場機能高度化専門官は、卸売市場における物品の品質管理の高度化その他の卸売市場の機能の高度化に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　市場経営指導官は、中央卸売市場において卸売の業務を行う者及び仲卸しの業務を行う者の経営に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第三十三条　農産企画課に、会計室並びに食糧調査官一人、企画官一人、指導官五人、米流通調整官一人及び監査官一人を置く。

2　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び調整勘定の経理に関すること。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

3　会計室に、室長を置く。

4　食糧調査官は、農産企画課の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

5　企画官は、農産企画課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

6　指導官は、命を受けて、農産企画課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　米流通調整官は、農産企画課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　監査官は、食料安定供給特別会計の食糧管理勘定、業務勘定及び調整勘定に係る監査に関する事務を行う。

（水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官、生産専門官及び首席生産専門官）

第三十四条　穀物課に、水田農業対策室及び米麦流通加工対策室並びに企画官二人、生産専門官三人及び首席生産専門官一人を置く。

2　水田農業対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農作物の作付体系の合理化に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　米穀の生産の調整に関すること。

3　水田農業対策室に、室長を置く。

4　米麦流通加工対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第百六十三条第三号、第百八十二条第一号、第二百三十五条第六号、第二百九十七条第三号、第三百八条第一号及び第三百二十五条第六号を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

二　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

三　主要食糧の消費の増進、改善及び調整に関すること。

四　農産物検査に関すること（消費・安全局の所掌に属するものを除く。）。

5　米麦流通加工対策室に、室長を置く。

6　企画官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に関し調整を要する事項のうち生産局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　生産専門官は、命を受けて、穀物課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　首席生産専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

（指導官、米流通調整官、貿易業務管理官、訟務官及び情報管理官）

第三十五条　貿易業務課に、指導官七人、米流通調整官二人、貿易業務管理官一人、訟務官一人及び情報管理官十二人を置く。

2　指導官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に関し生産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

3　米流通調整官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る米穀（その加工品を含む。）の流通の適正化に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　貿易業務管理官は、貿易業務課の所掌事務に係る貿易業務に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

5　訟務官は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）に基づく処分に係る不服申立て及び訴訟並びに食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分に係る訴訟に関する事務を行う。

6　情報管理官は、命を受けて、貿易業務課の所掌事務に係る情報システムの整備及び管理についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官及び野菜調整官）

第三十六条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官四人及び野菜調整官一人を置く。

2　園芸流通加工対策室は、野菜及び果実の流通、加工及び消費の増進、改善及び調整に関する事務（野菜及び果実の需給の調整に関する事務並びに野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の施行に関する事務を除く。）をつかさどる。

3　園芸流通加工対策室に、室長を置く。